

生徒心得

1 制服について

登下校の際は、平日、休日を問わず、下記の制服着用規定を厳守すること。

制服着用規定

【夏季】5月から10月

男子…本校指定カッターシャツまたはポロシャツ

制服のストラップス。ベスト、セーター、カーディガン着用での登下校可。

女子…本校指定カッターシャツまたはポロシャツ

制服のスカートまたはストラップス。ベスト、セーター、カーディガン着用での登下校可。

※男女とも、Tシャツなどのエリのないものは不可。

【冬季】11月から4月

男子…本校指定カッターシャツとネクタイ (ネクタイは常時着用)、ブレザーとストラップス

女子…本校指定カッターシャツとネクタイ (ネクタイは常時着用) またはリボン、ブレザーとスカートまたはストラップス

※補助防備具 (コート等) は特に指定はしていないので、体調・天候等を考慮して使用してもよい。又、セーター、カーディガン類の色は、黒・紺・グレーとし、単色、柄なしとする。

※スカートの丈を短くする等 (制服の変形) は認めない。

※フードのついた衣類の着用は認めない。

2 登校・下校について

＜登校・下校時間＞

登校…午前8時30分 (この時刻以後は遅刻、正門で登校指導)

始業…午前8時35分 (朝のSIRの始まり)

終業…午後8時35分 (6時間目後、終礼の終わり) 7時間目や補講、臨時の集会等が入ることがある。

下校…午後5時00分

許可を得た部活動やその他の活動は延長されることがある。

交通ルール、マナーを遵守し安全に、他人の迷惑にならないようにすること。

生徒自身が運転する單車・自動車等による通学は一切認めない。特別な理由により保護者に送迎される以外、友人や知人に同乗して通学することも認めない。また、制服を着用したままでの乗車は、通学に使用しているとみなす。以上の事項は特別指導の対象

である。

3 欠席・遅刻・早退について

・欠席…遅刻の場合は担任 (学校) に電話で連絡すること。

・原則として、登校後の外出や早退は認めない。やむを得ない場合は、必ず担任の許可を受けなければならない。無断欠席、授業の無断欠席、無断外出は特別指導の対象である。

※急病などの早退については、必ず担任の許可を受けてから下校すること。その際は保護者に本手帳「連絡欄」または「用紙」を複製、押印してもらい、後日、担任まで提出すること。

・遅刻で登校した場合は、『生徒指導室』で「遅刻票」の発行を受けて、教科担当の先生に提出して、教室に入ること。

※8時30分～8時35分に登校し校門でチェックされ遅刻票を受け取った生徒は直後、教室へ行き担任の先生に遅刻票を渡す。

※登校時の遅刻以外の授業における遅刻も同様に扱う。

・遅刻の指導は、授業日数により年間を4つのクォーターに分け累積回数 (授業遅刻を含む) により、指導する。

5回…反省作文・早朝指導 (初回は作文・2度目は反省作文と早朝指導)

10回…担任・保護者同席により、教頭注意または学年主任注意

15回…担任・保護者同席により、特別指導の「校長報告」

4 アルバイトについて

学校生活を大前提にするため、アルバイトは原則しない。やむを得ずアルバイトするものは、1次次前期中間考査後の8者面談を経て、保護者の承認とアルバイト届の提出が必要である。

5 頭髪等身だしなみについて

本人の自毛の「自然な状態」を保つこと。「染色」・「パーマ」等は一切、厳禁である。化粧・マニキュア・口紅等を施すような学校生活に不必要なことも禁止である。また、「ピアス」等の装飾品についても厳禁である。身につけている場合は学校で預かる。

6 通学靴・上履きについて

ハイヒール・サンダル・スリッパ・下駄などでの通学は認めない。

上履き (スリッパ) および体育館シューズは、指定のものとする。

7 携帯電話について

携帯電話等の授業中・考査中の使用は厳禁である。授業中の使用は故障をおって指導する。

1回目…授業担当者→担任 (預かり) →担任から厳重注意及び反省文

2回目…授業担当者→担任 (預かり、保護者連絡) →学年指導係注意及び反省文

3回目…授業担当者→担任 (預かり、保護者呼び出し) →生活指導係注意

4回目…授業担当者→担任 (預かり、保護者呼び出し) →校長からの注意

・食堂は皆が気持ちよく利用できるように、お互いに譲り合い、セルフサービスを守ること。

・土曜・日曜、休日は一般生徒の登校を禁止する。顧問付き添いのもとの部活動は必要書類の提出をもって、活動を認める。また、クラス活動等も担任の先生の付き添いが必要である。

各法律・法令等を遵守するのはもちろんであるが、高校生としての守るべきマナーやルール、エチケットをわきままえ、門真なみはや高校という組織、集団の一員である自覚と誇りを持ち「責任をとれる行動」ができるように努力すること。

考査中の使用（音が鳴ることを含む）は特別指導の対象である。

8 飲酒・喫煙について

飲酒・喫煙は厳禁である。マッチ・ライター等の喫煙具・たばこの所持及び飲酒者・喫煙者との同席も特別指導の対象である。

9 エレベーターについて

エレベーターの設置目的を十分理解した上でその使用については、必要とする場合は許可を得ること。（使用許可書あり）

10 運転免許証について

大阪府の全府立高校では、「三ない運動」を推進している。本校もこれを推進している。

【三ない運動】

1. 単車・自動車の運転免許証をとらせない
2. 単車・自動車に乗らせない、乗せてもらわない
3. 単車・自動車を買わない

11 SNS等インターネットを用いた書き込みについて

人を傷つける、不利益を与える、不快な思いをさせると思われる書き込みや写真、動画等の投稿は絶対にしてはならない。また、それらを拡散する行為も同様である。これらの事例は特別指導の対象である。

12 自転車通学について

指定のステッカーを自転車の見えやすい箇所には貼り付けること。道路交通法の改正に基づき、マナーやルールを守って自転車に乗車すること。

13 その他

- ・いかなる暴力も、その行使は一切認めない。
- ・ナイフ等の危険物を校内に持ち込まない、所持しない。
- ・金銭、物品の貸借はしないこと。
- ・必要以上に多額の金銭は、持つてこないこと。貴重品は常に身につけ、盗難、紛失に注意すること。
- ・金銭、物品を紛失または拾得した場合は、速やかに届けること。
- 届出《本人→担任→事務室》
- ・建物、器具は大切に取扱い、破損した時は直ちに届けること。また、落書きは絶対に行わないこと。
- 届出《本人→担任→事務室》
- 事由、原因によっては特別指導の対象になる。
- ・掲示物は生徒指導部及び生徒会の許可を得なければならぬ。
- ・校舎内では静粛にし、一切の球技を禁止する。
- ・スマートフォン等の電子機器やヘアアイロン等、学校内の電気を個人の目的で使用することは他の公共の場と同様、盗電になるので厳禁である。